

公益社団法人山梨県鍼灸マッサージ師会
役員報酬等規程

公益社団法人 山梨県鍼灸マッサージ師会

役員報酬等規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人山梨県鍼灸マッサージ師会（以下「この法人」という。）定款第 28 条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料や雑費等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 この法人は、役員に対しての報酬については原則として無報酬とする。ただし、特別の事情がある場合には、役員に対して職務執行の対価として報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 「特別の事情がある場合」とは、この法人にとって重要かつ重大な決定を行なう事項（例えばこの法人の定款を大きく変更する場合及び定款の変更が必要なくともこれまでの通常業務を大幅に変更するなど、その対応に大きな負担が発生する場合又はこの法人を解散する場合等であって、通常業務以外の負担が必要な場合並び

に訴訟問題が発生し、その対応を余儀なくした場合等が考えられる。)

3 この法人は、役員に対して賞与及び退職慰労金は支給しない。

(報酬の額)

第 4 条 前条第1項の特別の事情がある場合における報酬の額は、次の通りとする。

- (1) 代表理事 年額50,000円を上限とする。
- (2) 業務執行理事 年額30,000円を上限とする。
- (3) 理事 年額10,000円を上限とする。
- (4) 監事 年額10,000円を上限とする。

(報酬の支給方法)

第 5 条 前条の報酬は、その職務の内容により理事会の承認を得て算出した金額（上限の範囲内の額）を3月末に支給する。

(費用)

第 6 条 この法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第 8 条 この規程の改正は、理事会の承認を得て、総会において決議するものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人の設立の登記日から施行する。